

宮行評委第17号  
平成19年9月18日



宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県行政評価委員会  
委員長 大 村 虔



行政評価制度の改正案について（答申）

平成19年8月2日付け評価第32号で諮問のありましたこのことについては、当委員会において審議を行い、その結果を下記のとおり取りまとめたので、答申します。

記

1 政策評価・施策評価の基準及び方法について

- (1) 「宮城の将来ビジョン」の体系（課題，取組，個別取組）が併記されているので、「政策，施策，事業」に統一する必要がある。
- (2) 環境や社会資本整備など，成果だけでは評価できない分野もあるので，成果に至る過程（プロセス）なども考慮した評価の基準とすることが必要である。
- (3) 施策評価は，事業分析の結果を組み入れた評価を行うなど，施策評価と事業分析の整合を図る必要がある。
- (4) 事業分析において，分析項目と分析基準を整理する必要がある。

2 評価制度の運用について

- (1) 評価にあたっては，個別事業の分析を踏まえて，政策や施策のレベルでどの程度行政活動が効果的に行われているかを見ることが重要である。
- (2) 政策評価部会の審議は，政策及び施策の評価を中心に行うこととし，事業の分析は主要なものについて行うなど，効率的な部会運営が必要である。
- (3) 制度の運用に当たっては，部会の意見を踏まえながら改善に努められたい。